２．開発行為等本申請までの事務手続きフローチャート

寒川町都市建設部都市計画課都市計画・開発指導担当

フローチャート

事　前　相　談

①都市計画法第 29 条の開発行為に該当するか否かの相談
→神奈川県平塚土木事務所
　まちづくり推進課
（☎0463-22-2711）

②町開発指導要綱に該当するか否かの相談
→寒川町都市建設部都市計画課
都市計画・開発指導担当
（☎0467-74-1111）

※①と②は同時進行できますが、①の結果が定まらないと、②の決定ができません。

→ **各課等協議**

事前協議調整票　各課へ提出

→ 事前協議書　作成

→ 事前協議書　都市計画課へ提出

→ **開発審議会**

→ 協議同意書に係る覚書締結

→ **開発許可・建築確認申請　経由**

備考

指定の調整票により関係各課等と協議を行う。
※概ね一週間程度で、各課からの回答が出ます。

各課等との協議による調整票回収後、その協議事項を盛り込んだ書類・図面等を作成。
近隣説明を行い、その報告書を事前協議書に添付する。

事前協議書　正本１部、副本は電子データ（ＰＤＦ）
提出期限：当該審議会予定日の９日前まで
（休日の場合は前開庁日まで）

毎月２回開催　原則第２・第４水曜日

協議同意書を正副各１部作成　決裁後締結